

監査制度を巡るこれまでの各委員からの主な意見等

独立性の強化に関する意見等

- 議会が監査機能、監視機能をもっと強めるのであれば、議会全体で監視していく意味ではこの監査委員に議選委員を入れるということ自体はやめた方がいいのではないか。
- 代表監査委員へOBが就任することを制限することについて検討する必要があるのではないか。
- 監査制度は機能しているのか、結局現在の監査委員やその事務局というものの独立性が問われているということではないか。
- アメリカの自治体で多く使われている監査委員の直接公選という制度を導入するのは難しいのではないか。
- 議会が本来執行機関を監視すべき機関であることにかんがみ、長から完全に独立し、議会が監査委員を任命して、議会の指揮監督の下に執行機関を監査するということが考えられるのではないか。
- 監査委員を長が任命すると独立性が担保できないと思うので、監査委員を議会の同意ではなく、議会が選任する必要があるのではないか。
- 監査委員の選任方法については、本来公選制が原則であろうが、現状では困難であるので、現行より独立性が強まるという意味では議会による選任がよいのではないか。

監査の強化に関する意見等

- 事務局でかなりの部分の事務処理をして、それを監査するだけということで、主体は事務局が握っているところが非常に多いという部分もあるので、事務局職員の外部登用というものを考える必要があるのではないか。
- 監査委員等が自らの職務を全うすることを担保するため、監査を行う者に対して何らかの責任を負わせる、又は監査委員等の仕事の結果が責任を伴って評価されるという制度を導入することをしないと、監査に実質的な機能を持たせるのは難しいのではないか。

外部監査制度に関する意見等

- 外部監査制度が機能しているのかという疑問があるとすると、全国レベルで監査機構を設立し、そこが地方公共団体の外部監査をするというような仕組みを考える以外にないと思うが、そこまでやる必要があるのか。
- 外部監査は機能していないのではないか。今の外部監査でいいということにはならないし、外部監査の純化が行われない限り、これをどんどん人口の少ない地方公共団体に義務付けない方がよいのではないか。
- オンブズマンが、その活動を制度的に制御され、秩序だって権限を付与された上で、外部監査を行うというのも一つの選択肢ではないか。
- 共同組織による外部監査は、国が実施するという側面をかなり含んでいる、国からの矢印があるので、これはかなり問題を含んでいるのではないか。そうではなく、住民がどのように関わっていくのかということを検討する必要があるのではないか。
- 小規模自治体において専門の外部監査人を確保できるかという問題については、例えば、都道府県内であれば市町村間の一種の事務組合的な共同の監査機関を置くというようなことも場合によっては考えられるのではないか。